

④ 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・「現金・預金」には、当年度末における支払元受高たる現金、決算剰余金及び財政融資資金預託金の合計額を計上している。
- ・「運用寄託金」には、年金積立金管理運用独立行政法人への寄託金額を計上している。
- ・「未収金」には、当年度末における当年度分及び過年度分の雑収入等の未収額を計上している。
- ・「未収保険料」には、当年度末における当年度分及び過年度分の保険料の未収額を計上している。
- ・「未収収益」には、財政融資資金預託金に係る未収利息を計上している。
- ・「他会計繰入未収金」には、厚生年金国庫補助負担金（国庫負担の繰延額）、18年度国庫負担金の受入未済額及び2・3月分の年金給付費の他会計からの未収額を計上している。
- ・「貸倒引当金」は、未収保険料等の債権に係る回収不能見込額を計上している。
- ・「土地」には、国有財産台帳に記載されている土地の価格を計上している。
- ・「立木竹」には、国有財産台帳に記載されている立木竹の価格を計上している。
- ・「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「物品」には、取得価額50万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法による減価償却累計額相当額を控除した額を計上している。
- ・「出資金」には、年金積立金管理運用独立行政法人及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構並びに独立行政法人福祉医療機構に対する出資額を計上している。
- ・「未払金」には、当年度末における厚生年金保険給付費に係る2・3月分の未払金を計上している。
- ・「他会計繰入未済金」には、当年度末における国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入未済額を計上している。
- ・「公的年金預り金」には、現金・預金及び運用寄託金（いわゆる積立金）並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、未払金を控除した額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「厚生年金保険給付費」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第84条及び第85条に規定する厚生年金等の支給する年金給付金の一部負担金の額を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、福祉施設経費の財源繰入額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。

- ・「その他の経費」には、賠償償還及び払戻金、貨幣交換差減補填金等の経費を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産に係る減価償却額を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、債権の貸倒に伴う費用及び損失のうち当年度の負担額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産に係る処分損益を計上している。
- ・「出資金評価損」には、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法」(平成17年法律第71号)第5条第3項の規定に基づく、売却した福祉施設に係る出資金の減少の額を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書における本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入と他会計からの受入の合計額を計上している。
- ・「自己収入」には、保険料収入等とその他の財源を計上している。
- ・「保険料収入」には、厚生年金保険に係る保険料収入額を計上している。
- ・「責任準備金相当額等徴収金収入」には、解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額等徴収金を計上している。
- ・「年金積立金管理運用(独)からの納付金収入」には、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金を計上している。
- ・「(独)年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金を計上している。
- ・「運用益」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、存続組合等納付金、支払調整金受入及び雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「他会計(勘定)からの受入」には、一般会計、国民年金特別会計基礎年金勘定等からの受入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、厚生年金保険法第80条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第79条の規定による、厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第35条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源の受入額を計上している。
- ・「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第89条の規定により、船員保険職務上年金に相当する財源の受入額を計上している。
- ・「前年度業務勘定剰余金受入」には、厚生保険特別会計法施行令第9条の規定により、業務勘定における前年度の決算剰余金のうち年金勘定の積立金に組み入れられた額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構への出資に伴う固定資産承継損の金額及び年金資金運用基金の出資金承継損・承継収入の金額並びに平成17年度の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構出資金に係る修正益の金額を計上している。
- ・「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、公的年金預り金の当年度末残高と前年度末残高との差額を計上している。
- ・「その他資産負債差額の増減」には、年金資金運用基金の清算に伴う出資金評価益の金額を計上している。

- ・「資産評価差額」には、出資金の国有財産台帳価格の改定に係る評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度貸借対照表における資産・負債差額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・「厚生年金業務対価見合収入」には、厚生年金保険に係る保険料収入等を計上している。
- ・「責任準備金相当額等徴収金収入」には、解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額等徴収金を計上している。
- ・「年金積立金管理運用(独)からの納付金収入」には、年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金を計上している。
- ・「(独)年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金収入」には、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの納付金を計上している。
- ・「運用収入」には、利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入に係る収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、厚生年金保険法第80条、国民年金法等の一部を改正する法律附則第79条の規定による、厚生年金保険給付費財源の受入額等を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第35条の規定により、基礎年金相当給付に要する費用に充てるための財源の受入額を計上している。
- ・「船員保険特別会計からの受入」には、国民年金法等の一部を改正する法律附則第89条の規定により、船員保険職務上年金に相当する財源の受入額を計上している。
- ・「資金からの受入」には、予算上措置された積立金からの受入額を計上している。
- ・「厚生年金保険給付費」には、厚生年金保険法の規定による保険給付のため支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第84条及び第85条に規定する厚生年金等の支給する年金給付金の一部負担金の支出額を計上している。
- ・「国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入」には、国民年金法第94条の2第1項の規定により基礎年金の給付等に要する費用に充てるため、国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- ・「業務勘定への繰入」には、福祉施設経費の財源繰入額を計上している。
- ・「支払調整金への繰入」には、厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において会計間、勘定間の年金の支払調整のための繰入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、賠償償還及び払戻金、貨幣交換差減補填金の経費を計上している。
- ・「資金への繰入」には、決算処理により積立金に積み立てた額を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、資金の本年度末残高を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、歳計外の現金・預金の本年度末残高を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、本年度末の現金・預金の残高を計上している。

⑤ その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・ 単位未満の計数の切り捨て及び100万円未満の計数の表示等
金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

- ・重要な過年度の会計処理の誤謬の訂正
他会計繰入未収金の計上科目に誤謬があったため、貸借対照表（前会計年度）の他会計繰入未収金が1,063,008百万円増加すると共に、未収国庫負担金が同額だけ減少している。